

# 大阪商業大学学術情報リポジトリ

## ギャンブル障害対策と入場制限—自己排除制度の有効性について—

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学アミューズメント産業研究所 公開日: 2018-05-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大谷, 信盛, OTANI, Nobumori メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/587">https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/587</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# ギャンブル障害対策と入場制限

## 自己排除制度の有効性について

大谷 信盛

### 1. はじめに

カジノ合法化を含む統合型リゾート推進法が2016年12月に成立した。国会での法案審議において、ギャンブル障害<sup>1)</sup>に関する懸念がくり返し議論された。

我が国におけるギャンブル障害者の数は、2014年に発表された厚生労働省の研究班によるスクリーンテスト調査では約536万人にギャンブル障害の疑いありと報告された。その後、さらに詳細な実態把握を目的として、厚労省が11都市に住む成人2200名を対象に面接調査を実施したところ、約280万人が生涯においてギャンブル障害であった疑いがあり、過去1年以内では約60万人にギャンブル障害の疑いがあるとする調査結果を得た。この結果は、2017年3月31日に開催された政府の「ギャンブル依存症対策に関する関係閣僚会議」へ報告された。今後は、この調査結果を基にして議論が進んでいくものとする。

国内におけるこれまでのギャンブル障害への取り組みを振り返ると、社会や行政がアルコール依存や薬物依存対策のように、真正面から問題に取り組んできたとは言い難い。法案審議を発端としてギャンブル障害問題に関する社会的論議が高まるべきと考える。その方向は、カジノを含む統合型リゾート施設が創設されることによってギャンブル障害者が増加するという懸念だけでなく、今すでに存在しているギャンブル障害者への対応について議論することが先決である。ギャンブル障害などの社会的悪影響と、統合型リゾート施設が産み出す経済的効果をぶつけあうだけの平行線の議論から、どのような姿勢と距離感でギャンブル障害問題に対処していくかを真摯に考える段階に入っている。

法案審議において「入場制限」がギャンブル障害対策の主要な施策であるという答弁が法案提出者からなされた。入場制限は、年齢や反社会的勢力関係者への制限などがあるが、法案審議ではギャンブル障害問題をかかえる当事者か、その家族がカジノ施設に対してある一定の期間において当事者のカジノへの入場制限を自主的に依頼する「Self-Exclusion: 自己排除」とい

う手法を指している。

ギャンブル障害対策がどのような規制アプローチに基づいて、入場制限に関する制度設計がなされているのか、自己排除制度がどのくらいの効果を有しているのか、海外文献を概観しつつ日本における今後のギャンブル障害対策への方向性を考察することが本論の目的である。

本章に続く第2章では、ギャンブル障害問題への規制策アプローチについて考察し、第3章では規制策を具体的に構築する際の点検すべき項目を検討する。入場制限制度の効果を第4章で概観したのちに、第5章で我が国でのギャンブル障害施策の立案に向けた教訓を導き出すように試みる。

## 2. ギャンブル障害問題に関する規制アプローチ

欧米におけるギャンブル規制に関する論文は、研究者のギャンブルへの視座によって、二つに大別することができる<sup>2)</sup>。ギャンブルそのものを危険行為と考えるか、それとも、過度なギャンブル行為こそが危険である、と考えるかによって施策の立案思考がまったく異なってくる。

### 2.1 レジャーアプローチ

ギャンブル自体は娯楽の一環であり、過度なギャンブル行為こそが借金や離職、家族崩壊などのギャンブル問題を引き起こす要因であり、過度な行為にいたらないように個人の選択に好ましい影響を及ぼすことでギャンブル障害を抑制しようとする考え方である<sup>3)</sup>。ギャンブルに関する正しい知識があれば過度なギャンブル行為に陥りにくいであろうという仮説にもとづいており「インフォームド・チョイス・アプローチ」とも呼ばれる。

カジノゲーム遊技者の誰もがギャンブル問題を引き起こすわけではなく、ギャンブル自体が危険行為であるとは認識していない。インフォームドコンセントが個人の選択において働くようにする施策こそが重要であり、特に、ギャンブル経験初期の介入施策であるギャンブル教育などの予防策が重要視される傾向にある。

行政による規制機関とギャンブルを提供する産業側とは政策的アプローチが矛盾することはなく、協力的な施策を実施できるし、そうすることで政策効果を高められると考える。ギャンブル障害対策の効果を最大の関心事として、政策立案関係者らによってアプローチの是非が議

## ギャンブル障害対策と入場制限

論されることが多い。個人の選択の自由を尊重し、規制当局に大きな役割を求めない「保守的」な考え方が根底にある政策思考である<sup>4)</sup>。

### 2.2 公衆衛生アプローチ

ギャンブルは生得的に中毒性があり危険であるため、ギャンブル行為への接触到に制限を設けることがギャンブル障害対策の根幹であるとする考え方である<sup>5)</sup>。規制当局によるギャンブル抑制を目的とした介入策の強化が対策の根幹である。

ギャンブルそのものが本来的に危険であり、社会に伝染する毒素であるから抑制策が必要であり、広告宣伝の禁止や若年者の入場制限などのギャンブル行為を限定しようとする施策がこのアプローチの典型例である。

ギャンブル産業の拡散は社会的脅威であり、規制機関とギャンブル産業の政策的利害は一致することなく、協力的な取り組みは成り立たないと考える傾向が強い。科学的文献で頻繁に取り上げられるアプローチであり、公衆衛生政策の一環として位置付けられている。個人の選択肢を規制機関の施策で制限することによってギャンブル障害対策とする「リベラル的」な哲学に基づいた政策思考である<sup>6)</sup>。

### 2.3 統合的アプローチ

レジャーアプローチは、ギャンブルに関する正しい知識と判断基準が備わっていないと機能しない欠点がある。公衆衛生アプローチには、人は複数の公衆衛生施策から影響を受けるので、単体の政策効果を測定して効果を正しく評価することができない特徴がある。規制度合いが強すぎる公衆衛生アプローチは効果が低下するという研究発表もあるが<sup>7)</sup>、いずれかに偏ることなく、問題に対して統合的に二つの政策思考を適用することが賢明である。ギャンブル経験前、ギャンブル経験初期、ギャンブル経験中期、ギャンブル障害発生期などの時間軸に分けてふたつの政策思考を同時に適用することが特に有効であると考ええる。

## 3. 入場規制の制度設計

### 3.1 入場制限の目的

特定の人物や属性、グループをギャンブル場であるカジノに入場させないことが入場制限で

ある。過剰なギャンブル行為に陥りやすい人物やグループを保護すること、カジノ内の治安や秩序を保つことが入場制限の目的である。どのような層を特定して保護するかによって入場規制の内容が変わってくる。代表例として、自己の衝動を管理しにくいと考えられる若年層への入場規制が挙げられる。自動車運転免許年齢や選挙権を参考にして18未満をカジノへの入場禁止とする、もしくは20歳以下の未成年者を入場禁止とすることによって若年層が過度なギャンブル行為に陥ることないよう制度化されることになる。

その他の例として、正装に近い服装規定をカジノ入場者に適用する規制がある。低所得者を規制の対象としており、一定以上の費用がかかる服装規定を適用することによって低所得者のギャンブル場への接触を抑制できるとする考え方に基づいている。同時に、仕事帰りに習慣的にカジノへ立ち寄ることも服装規定を適用することによって抑制できる。

英国では、カジノ会員「24時間ルール」が2005年まで存在した。カジノでゲームを楽しむためにはカジノの会員になる必要があるが、その会員になるためには申請してから24時間（1997年までは48時間）の待ち時間が設定されており、一時の衝動にまかせてギャンブルに接触することを制限していた<sup>8)</sup>。

フランスでは、軍服でのカジノ入場を明確に禁止することによって軍隊の規範を大切にしている。規制すべき対象や目的によって規制内容を変更することで効果的な結果を得ようとしている。

### 3.2 入場規制に関する点検事項

カジノ運営に関する規制をカジノ産業側と規制機関との交渉の結果として生まれた契約としてとらえるならば、法律家が契約書を作成する際に、大切なポイントが抜け落ちないように活用する点検事項を規制策立案に応用することができる<sup>9)</sup>。以下の点検事項の質問に回答することによって入場規制の制度を構築していくことが可能となる。

#### 入場許可に関する点検事項

1. カジノゲームは何歳から遊技することができるのか。
2. 未成年のカジノ入場は許可されるのか、それともゲーム場以外のみで入場可能か。
3. 内国人（地元住民）は入場できるのか。
4. 入場料は内国人に要求するのか、内国人以外にはどうするのか。
5. カジノ会社の従業員、幹部社員、役員らは自己のカジノでギャンブルしていいのか、他

## ギャンブル障害対策と入場制限

のカジノではどうなのか。

6. 顧客の身分証明点検はどのようにするのか、入場門前で点検をするのか。
7. 規制機関や自己の申請によってカジノに入場許可されていない人物をカジノオペレーターがどのような手法で退場をもとめるのか。退場させる際の手法に制限はあるのか。
8. 公的機関によって特定された人物を必ず排除しなければならないのか。排除されるべき人物リストは更新されるのか。
9. カジノは顧客全員に公開されなくてはならないのか。プライベートのゲーム室を整備することはできるのか。
10. 小火器（拳銃など）をカジノ内に持ち込むことは許可されるのか。

※著者が海外文献を意識した<sup>10)</sup>。

10項目目に関しては、銃社会でない日本においては参考になりにくい内容であるが、それ以外の項目に回答することによって誰がカジノに入場できて、誰ができないのかが明確に想像できるようになる。

### 3.3 年齢制限と規制アプローチ

カジノ入場許可年齢について2.1で紹介したレジャーアプローチと2.2の公衆衛生アプローチに分けて点検事項の設問に回答を試みしてみる。

レジャーアプローチでは、過度なギャンブル行為が問題とされているので、カジノ入場許可年齢が18歳であっても20歳であってもギャンブル依存対策の内容にさほど大きな差を求めるとはしない。年齢よりも顧客の精神状態や性格、ギャンブルへの正しい知識の有るなしによってギャンブル度合いが違ってくる。対策としては、年齢制限を引き下げることも、自己のやり過ぎに早期に気が付くためのギャンブル教育や電話相談、カジノ内における従業員による早期介入、自らカジノへの入場禁止を決断する自己排除制度の拡充などが主要な対策内容となる。

公衆衛生アプローチでは、ギャンブル自体が毒素であると考えるので、接触する人口数を極力少なくすることが合理的な対策となり、18歳より20歳以上からの入場許可が望ましいということになる。18歳以上からカジノ入場がすでに許可されていたとしても大学生は不可であるべきとするなど、ギャンブルへの接触を少しでも制限拡大することが求められる。許可年齢以下の入場阻止が継続されるように徹底した施策が提案される傾向がある。

このように、個人の健康的な判断を期待する側と、規制でもってギャンブルへの接触を可能な限り遮断しようとする側の二つの議論が交わることなく垂直に発展していくことになる。どちらか一方に偏ることなく双方の政策思考を意識的に取り入れていくことが対策の効果を高めることにつながる。

## 4. 「自己排除 (Self-Exclusion)」の効果について

### 4.1 自己排除制度の定義

自己排除制度とは、ギャンブル問題をかかえていると思っている本人が、ギャンブルをしないようするために、特定のギャンブル場への入場を一定期間において禁止されるようカジノオペレーター（規制機関の場合もある）に自主的に、もしくは家族によって依頼する約束である。カジノオペレーターは、この約束を遂行する義務がある。

当初は、ヨーロッパのカジノにおいて1990年代ごろより取り入れられた施策である<sup>11)</sup>。薬物乱用やアルコール依存対策でも用いられている消費や接触を限定する手法に由来している<sup>12)</sup>。

自己排除制度は、規制機関によって定められたギャンブル障害対策における介入策のひとつである。ギャンブル問題の予防より、ギャンブル行為への接触を制限することによって、既に発生しつつあるギャンブル問題を悪化させないことを期待された施策である。

カジノ施設のウェブサイトや、カジノ場にあるパンフレットやポスターで自己排除制度が準備されていることを宣伝しており、カジノにて個人情報や顔写真を提出することにより制度への登録ができるようになっている。国や州によっては規制当局において、もしくはインターネットや郵送にて登録手続きが可能な制度もある。登録時には、治療に関する情報提供がある。除外される期間は、6カ月、1年から5年、一生涯の期間で選択できる。登録したにも関わらずギャンブル場に入場した場合は、カジノ側の警備員に発見され次第に退場させられる。何回も違反入場が繰り返されるようであれば、カジノ規制機関に扱いがゆだねられる場合もある。制度によっては、違反入場の際に罰金が科せられることもある。

### 4.2 自己排除制度の効果について

#### 1) 効果に関する文献レビュー

自己排除制度がカジノ内に定着してから20年近くがたつが、効果や限界を科学的に検証しよ

## ギャンブル障害対策と入場制限

うとする研究は少なく、まだまだ発展途上中のテーマである。本節では、豪サザンクロス大学の Gainsbury 教授による文献レビュー論文を参考にしながら、自己排除制度の効果について考察する。

Gainsbury (2013) は、自己排除制度に関する学術論文より14の論文を抽出して、効果や改善点についての手がかりを調査結果より導き出している<sup>13)</sup>。各文献においては、測定手段が面談や電話による聞き取り調査、質問票回収など各々が独自の手法で実施しており、対象者の数も一定しておらず、各論文の調査結果をそのまま比較して論議することは難しい。しかし、調査結果を並べることによって効果や改善点について一定の方向性をあぶりだすことができる。以下に、取り上げられている14論文の研究者名と測定方法、そして3つの論文にしぼって主要な研究結果を紹介する。自己排除登録者へのインタビュー内容は、対象者の社会的属性、ギャンブル障害の度合、ギャンブル習慣、自己排除制度への満足度が中心となっている。

表1 14論文の研究者と測定手法の紹介

研究者	対象者（人数・年齢）	測定方法
Landouceur, R., Jacques, C., Giroux, I., Ferland, F., & Leblond, J., (2000)	ケベックカジノでの自己排除登録者 220名 平均年齢41歳	インタビュー調査
Schrans, T., Schellinck, T., & Grance, J. (2004)	カナダノバスコシア州のカジノ従業員 150名	架空の登録者発見の実験観察
Croucher, J. S., Croucher, R. F., & Leslie, J. R. (2006)	豪州ニューサウスウェールズ州の自己排除登録者 135名 対象者年齢範囲30歳－60歳	インタビュー調査
Nower, L., & Blaszczynski, A. (2006)	ミズーリ州の複数カジノからの自己排除登録者 2670名 男性平均年齢27歳、女性平均年齢34歳	質問票調査
Townshend, P.(2007)	ニュージーランドにおける自己排除登録者 35名 対象者年齢範囲18歳－73歳	インタビュー調査
Landouceur, R., Sylvan, C., & Grosselin, P. (2007)	ケベック州にある3つのカジノからの自己排除登録者 161名 平均年齢44歳	電話インタビュー調査

Tremblay, N., Boutin, C., & Landouceur, R. (2008)	モンテリオール州にあるカジノからの自己排除登録者 116名 平均年齢47歳	インタビュー調査
Responsible Gambling Council (2008)	カナダの7つの州における自己排除登録者 76名 平均年齢52歳	フォーカスグループインタビュー調査
Nower, L.M., & Blaszczynski, A.P. (2008)	ミズーリ州にある複数のカジノにおける自己排除登録者 1601名 平均年齢41歳	質問票調査
Nelson, S.E., Kleschinsky, J.H., LaBrie, R., Kaplan, S., & Shaffer, H.J. (2010)	ミズーリ州にある複数のカジノにおける自己排除登録者 113名（男性51名、女性62名） 平均年齢50歳	電話インタビュー調査
Hayer, T., & Meyer, G. (2011a)	ヨーロッパにある複数のカジノにおける自己排除登録者 154名 平均年齢41歳	インタビュー調査
Hayer, T., & Meyer, G. (2011b)	インターネットにあるギャンブルサイトからの自己排除登録者 178名 平均年齢36歳	インタビュー調査
Hing, N., Nuske, E., & Gainsbury, S. (2011)	ヘルプラインに電話かかかってきた相談者、治療に通っているギャンブラー等を対象にしている。 730名	インタビュー調査
Abbott, J., Francis, K., Downling, N., & Coull, D. (2011, Nov.)	自己排除登録者 60名 平均年齢53歳	電話インタビュー調査

※出典：Gainsbury(2013)にある Table1: Characteristics and main findings of significant studies of self-exclusion programs を参考にして著者が作成した。表内にある各研究論文は注)にて紹介する<sup>14)</sup>。

ギャンブル障害対策と入場制限

表2 3つの論文の主な調査結果要約

研究者	主な調査結果
Ladouceur et al. (2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インタビュー対象者の95%がギャンブル障害状態である（ SOGS 調査 5問以上に該当 ）</li> <li>・ 97%が期間中はギャンブルから遠ざかることができた。</li> <li>・ 94.4%が自己排除制度に肯定的な印象を持っている。</li> <li>・ 74%が自己の意思で自己排除制度への登録を決断した。</li> <li>・ 76%が自己排除制度へ初登録である。</li> <li>・ 39%が自己排除制度への登録を隠している。</li> <li>・ 71%がギャンブルに関する借金がある。</li> <li>・ 87%がギャンブルで多額を負けたことがあると認識している。</li> <li>・ 44%が自らギャンブルをはじめ、25%が家族の誘い、23%が友人の誘いによってギャンブルをはじめた。</li> <li>・ 49%がカウンセリング等の治療を思案しているが、10%のみが実行しているのみである。</li> <li>・ 「再入場が簡単にできた」「自己排除制度に関する宣伝が少ない」「治療支援の充実を求める」とする意見があった。</li> <li>・ 2回目以上の自己排除登録者（53名）を対象とした調査。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 30%がギャンブルから完全に離れることができた。</li> <li>- 36%が排除期間中にカジノへ再入場した。</li> <li>- 50%がカジノ以外の場所でギャンブルをした。</li> </ul> </li> </ul>
Responsible Gambling Council (2008)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 79%が初回の自己排除登録、21%が2回目以上の登録歴。</li> <li>・ ギャンブルの初体験から排除登録までの期間は平均約14年間。</li> <li>・ 22%が高校卒業、48%が中等教育レベルの学歴である。</li> <li>・ 自己排除前は、平均して週に2回から4回の頻度でギャンブル、1回につき平均5.8時間、平均支出額は742.39ドル。</li> <li>・ 自己排除後は、平均して3か月に1回の頻度でギャンブル、一回につき平均3.4時間、平均支出額は234.49ドル。</li> <li>・ 3分の1がカジノに再入場をした。そのうち69.2%がカジノ側には発見されなかった。</li> <li>・ 70.7%が排除期間中に何らかのギャンブルに参加した。</li> <li>・ 29.3%が排除期間中にギャンブルから完全に離れた。</li> </ul>
Nelson et al.(2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75.9%が職についている。28.2%に逮捕歴がある。</li> <li>・ 24.8%が登録後にギャンブルを完全にやめた。</li> <li>・ 57.5%は登録後も何らかのギャンブルを継続している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録後でもギャンブルをする理由は、良い時間を過ごす71.7%、興奮52.5%、ギャンブルへの挑戦33.6%、おカネのため27.4%、うつ状態からの逃避25.7%となっている。</li> <li>・登録の動機は、多額の借金など自己の関連した理由が77%、強制や支援など他人からの影響が23%となっている。</li> <li>・15.9%がカジノへ不正入場を試みた。その回数は平均4.7回で、50%の確立で不正入場を拒否された。</li> <li>・自己排除制度に対して44.2%が大満足、23.9%が満足している。</li> <li>・登録後に SOGS 調査の評価に改善が確認された。対象者のギャンブル障害率が79%から15%に低下したと考えられる。</li> <li>・登録後、配偶者との関係、自己評価、精神衛生が向上した。</li> <li>・登録後に60%がセラピーなど何らかの治療を受けている。</li> </ul>
--	--

※出典：Gainsbury(2013)にある Table1:Characteristics and main findings of significant studies of self-exclusion programs を参考にしつつ、著書が論文原本より要点を抜粋のうえ意識した。

以下では、自己排除制度の効果と限界、そして登録時の課題、カジノオペレーターの役割、治療の必要性に焦点を絞って上記の研究成果を基にして検証を試みる。

## 2) 自己排除制度の効果について

対象者の97%がギャンブルから遠ざかることができた(Ladouceur2000)。登録後の SOGS 調査においてギャンブル障害に関する改善がみられる(Nelson2010)ことから自己排除制度には一定以上の効果を期待できる。登録者の3分の1は、完全にギャンブルをやめたことが確認されている(Nelson2010)(Ladouceur2000)。

しかし、残りの7割近くの対象者は、完全にギャンブルを遮断できたわけではなく、抑制できたのみである。特定のギャンブル場への入場制限だけでギャンブル行為を完全に断ち切れる万能薬的な施策とはなりえないことを認識する必要がある。

## 3) 制度の限界について

過去登録者の36%がカジノへ違反入場した(Ladouceur2000)。33%の登録者は違反入場、もしくは入場未遂をしており、そのうち69.2%が違反入場に成功している(Responsible Gambling Council 2008)。自己排除を決断したにもかかわらず、3分の1程度の人は同じカジノへ入場しようとするようである。

## ギャンブル障害対策と入場制限

登録者の70.7%は自己排除されている以外の場所でギャンブルを経験している( Responsible Gambling Council 2008 )ことから分かるように、自己排除制度だけではギャンブル障害者をギャンブルから完全に断ち切ることはできない。排除指定以外のカジノ訪問や、他のギャンブルへの接触を抑制・阻止できる施策が求められる。

### 4) 制度登録時の障壁について

自己排除制度への参加は、74% が自己の判断による (Ladouceur2000) 。参加の理由は、77% が借金拡大や将来への不安など自己に関連したものであり、あとの23%は家族からの強制や知人からの支援をきっかけとした他者からの働きかけによる (Nelson 2010) 。他者からの勧めによる登録機会はさほど大きくないので、ギャンブル障害者本人へ自己排除制度に関する情報を効果的に提供して、登録を検討させられるかによって制度登録率を拡大できると考えられる。

調査において自己排除制度に関する宣伝が少ない (Ladouceur2000) との証言が登録者からあったことから、ギャンブル障害者への情報提供が十分でないことがうかがえる。

対象者39%が自己排除制度に登録していることを家族にも隠している (Ladouceur2000) ことから、一定数のギャンブル障害者は、自己のギャンブル行動を自己の意思力で管理できなくなり、他者からの支援で抑制することを恥ずべきことであると認識していると推測する。恥ずべきことと認識しているがゆえに、自己がギャンブル障害に陥りつつあることを認め難く、他者に相談しようとする発想も生まれず、自己排除等のギャンブル障害施策に関する情報入手経路が狭くなるものとする。

自己排除制度に関する宣伝に加えて、ギャンブル障害は恥ずべきことではないという社会的環境を創造することが登録時の障壁を低くすることになる。

### 5) カジノ企業の役割

自己排除制度は、カジノ会社との連携があって初めて成り立つ施策である。身分証明書や会員カードなどをカジノへ入場する際に提示する必要があるが必ずしも求められてないカジノでは、カジノ入り口において、またはカジノ場内においてスタッフが目視による顔認証でもって違反入場者を発見し、排除しなくてはならない。

カジノスタッフが、違反入場者を完璧に発見して退場させることは難しい。3分の1程度の登録者が違反入場を試み、約70%は見つからなかった (Responsible Gambling Council

2008)。再入場は簡単だった(Ladouceur2000)という登録者からのコメントもある。身分証の提示を求めない北米のカジノでは、自己排除登録者の少なくとも1割から2割程度が違反入場を繰り返していると推測できる。

ヨーロッパのカジノでは、入場時に身分証明書の提示を求めているため違反入場対策は有効に機能している。特定したカジノ以外でのギャンブル行為をどのように抑制するかが主要な課題として取り上げられている。顔認証カメラの技術進歩とともに新たな認証の仕組みを取り入れる時期にあると考える。

## 6) ギャンブル障害治療との連携

ギャンブル障害治療を受けた登録者のほうが、治療を受けなかった登録者より肯定的な結果を得ている(Nelson2010)。しかし、自己排除制度に登録後、対面カウンセリングを実際に受けた者は10%強しかいなかった。(Ladouceur2000)。ギャンブル障害者が制度登録によって特定されているにも関わらず、障害者を治療へと誘導することが効果的にできていないと考えられる。特定カジノへの入場を限定するだけの施策ではなく、ギャンブル障害治療と合わせた制度にすることによってギャンブル障害対策の効果を大きくすることができる。

登録後にもギャンブルを続ける理由として「よい時間を過ごす」と「興奮」(Nelson2010))を挙げる人が圧倒的に多い。治療には多様な余暇の過ごし方を模索できるような内容が含まれていることで、ギャンブルの抑止効果を拡大することができるだろう。

自己排除制度は、様々なギャンブル問題を抑制し、ギャンブル障害治療を介入させる効果的な施策であると確信できるが、研究調査が少なく的確な改善点や普及策を進展させきれていない。自己排除制度には、研究と改善をさらに積み重ねることによって、ギャンブル障害対策の効果を飛躍的に高める潜在力がある。

## 5. 日本への教訓

### 5.1 自己排除制度の改善点

海外文献において指摘されている制度の改善点を登録関連と治療介入、企業の役割強化、研究推進にわけて概観する<sup>15)</sup>。

## ギャンブル障害対策と入場制限

### 1) 登録関連

過度なギャンブル行為を効果的に抑制でき、プライバシー保護も保障されている制度であることをギャンブル障害者に周知する。プログラムに関する情報提供と登録の可能性を高めるために、カジノ場だけでなく行政施設や医療施設、公共施設でも登録手続きができるようにする。研修を受けた専門家を常駐させ、手続きにあたるようにし、治療関連施設の紹介なども併せて提示できるようにする。インターネットや郵送での手続きも取り入れるようにする。有効期間は最低でも6カ月以上にして、特定されるギャンブル場も複数にまたがって選択できるようにすることが望ましい。排除期間の延長手続きも簡潔に履行できるよう工夫すべきである。

### 2) 治療介入

自己排除制度への登録後にカウンセリングや治療へと誘導できる制度となっていると抑制効果をさらに高めることができる。しかし、自己排除のみを求めており、対人関係を伴うカウンセリングなどを嫌がる登録希望者も存在すると考えられるので強制的な介入は避けたほうがよい。インターネットを経由した治療を整えることも有効である。

### 3) 企業の役割強化

企業は登録者の発見と、排除するシステムを強化すべきである。カジノ内においてギャンブル障害者を認識発見できるようになるためのスタッフ研修を取り入れるべきである。カジノ来場者全員に会員カードなど身分証明書の提示を義務づけることも一案である。

### 4) 研究推進

抑制効果をさらに高めるためにモニターリング調査による研究を推進する。カジノ会社の利害を脅かす制度でないことを立証するための研究を推進する。

## 5.2 日本における制度設計への提言

### 1) 登録障壁に関する提言

将来の日本版カジノを含む統合型リゾート施設における自己排除制度の登録利便性を高めるためには、手続きできる場所や所要時間などの物理的な障壁だけでなく、登録する行為に対する個人の精神的な障壁を低くしておくことが肝要である。そのためには、定期的に提供されるギャンブル教育の導入と拡充が有効である。

ギャンブル教育とは、ギャンブル問題の発生と拡大を予防することを目的とした啓発事業である。ギャンブル教育の形態は、カジノ型のギャンブル経験のない小中高生を対象としたもの、ギャンブル障害の度合いによって違うもの、社会全体を対象としたものとの3分野に分けることができる<sup>16)</sup>。

教育内容の一例は、ギャンブルにオカルト的必勝法はない(正しいギャンブル知識)、ギャンブルに誘われても堂々と拒否しよう(対人関係トレーニング)、人間には過度なギャンブル行為によって誰でもがギャンブル障害に陥る危険があり、ギャンブル障害は病気であるから早期に治療に参画する必要がある(ギャンブル障害の知識)などとなっている。ギャンブル障害に関する正しい知識があれば、自己のギャンブル問題を早期に認識し、自己排除や治療に登録する際の精神的負担が小さくなるものとする。

中高生を対象として、校内授業やインターネット教材を通じたギャンブル教育を継続的に提供していく仕組みの制度化を早急に検討する必要がある。

社会全体への取り組みとして、年間に一週間ほどの期間をギャンブル教育の特別行事期間と定めて、行政とギャンブル・遊技関連事業者はもちろんのこと、医療関係団体とも連携した啓発事業を継続的に開催することを提案する。

## 2) 治療への誘導

ギャンブル障害者には、自己がギャンブル障害に陥っていることを他人に知られたくない、やめる気になれば自力で簡単に解決できると考える人が一定数以上存在するものと推測する。自己排除制度の登録時に対応する担当者によって登録者の認識や判断が大きく変わることが容易に想像できる。登録担当者は、ギャンブル障害者の思考や行動様式の傾向に関する研修を受けた専門家である必要がある。

ギャンブル障害者のなかには、自己のギャンブル問題について他人から指導を受けることを極端に嫌がる人が存在すると考えられる。カウンセリングとは、他者からの強制的な行動是正とはちがいで、自分の心の中にあるものを見つけることであるとか、内面的な気づきを推進するような内容であることを事前に伝えることができるなら介入への障壁は低くなると考えられる。

ギャンブル障害者が治療を円滑に受け入れられるようにするためには、日頃よりカウンセリングが身近にある社会に仕向けて行く必要がある。ギャンブルに関する電話無料相談所の拡大と利用率アップに向けた啓発的事業の実施、インターネットによるギャンブル問題相談と、その内容公開、無料カウンセリングの定期的な実施など、事業を通じて既存の取り組みを集中展

## ギャンブル障害対策と入場制限

開させることによってカウンセリング等が効果的であることを社会全体に広めていくことができる。ギャンブル障害が恥ずかしいことでなく、誰にでも起こり得ることであり、プライバシーが保護された治療法が整備されていることを知るにより、治療へ参加するギャンブル障害者の数が増えると考えられる。

### 3) カジノ側の取り組み

入場制限に効果を保証させるためには、ヨーロッパの規制がそうであるように、カジノ入場の際には顧客全員に身分証明書もしくは会員カードの提示を義務化することが得策である。自己排除登録者をほぼ完璧に入場制限できるはずである。これは、規制当局から入場制限を指定されている反社会的組織関係者の入場を制限することにも効果を高めることになる。

その会員カードに、氏名住所等の個人情報以外に、カジノへの訪問歴、ギャンブル消費額と時間などを記録できるようにしておく、自己申告以上の金額や時間に達するとゲームやチップ両替ができなくする仕組みを取り入れることも技術的に可能となる。カード内情報をカジノや規制当局と共有することによって、一定以上のギャンブル行為の人には警告をうながす何らかのコンタクトを発信することもできる。しかし、本論第2章規制アプローチで考察したように、ギャンブル障害の予防にしばって考えれば効果的な手法であるとしても、個人の自由と政府の強制力とのバランスを考慮すると、我が国の民主社会に適合する手法であるかを熟考しなければならない。

カジノ従業員が、ゲームをやり過ぎている顧客に巧みに勧告する取り組みは海外カジノで取り入れられている対策のひとつである。日本のカジノでは「おもてなし」の一環としてギャンブル障害者への対応を工夫することで、企業側の利害を阻害することなく、他国カジノへの差別化を確立することができると思う。

## 6. まとめ

本論では、海外文献を概観しながらカジノ産業への規制手法、入場制限に関する規制の点検項目、自己排除制度の効果、そして、日本への教訓を考察してきた。

自己排除制度は、過度なギャンブル行為を抑制する効果を期待できる。しかし、ギャンブル障害の予防策とはなりえないし、依存者を治療へと誘導する手段にはまだまだなりえておら

ず、万能薬的なギャンブル障害対策とは言い難い。今後の日本においては、自己排除制度を日本固有の特性と適合させつつ、予防と治療の普及拡大策をめざして、バランスを保った政策論議と施策の実施が求められる。

ギャンブルへの価値観によって規制の内容は左右に大きく振れる。個人選択の自由に頼り過ぎると緩い対策となり、ギャンブル障害に陥る人が増える危惧が大きくなる。逆に、司法や行政の公権力でカジノ企業を厳しく規制しすぎると、アジア内のカジノ市場において魅力のない統合型リゾート施設となり、期待されている経済的効果やインバウンド効果、地域活性化を取り込めなくなる恐れがある。

ギャンブル障害対策は、「予防・抑制・治療における均衡」そして「『規制アプローチ』と『レジャーアプローチ』における均衡」を常に考慮しながら政策立案していくことが肝要である。

#### 〔注〕

1) 本稿における「ギャンブル障害」とは、自己の社会的・精神的・身体的な悪影響が大きくなるにもかかわらず、過度なギャンブル行為を自分の意志では抑制できずに繰り返してしまう状態をいう。「ギャンブル依存」や「ギャンブル依存症」「ギャンブル等依存症」「病的ギャンブラー」「問題ギャンブラー」など様々な表現がマスコミや法論文にて用いられているが、本稿ではDSM-5にそって「ギャンブル障害」に統一して論をすすめる。ギャンブル障害は、その度合いによって軽度、中程度、重度に分類することができる。「ギャンブル障害者」はギャンブル障害に陥っている人を指す。

また、本稿における「ギャンブル」とは国内での公営ギャンブルや海外における合法カジノ、インターネットカジノはもちろんのこと、プロスポーツ試合やカードゲームの勝敗に仲間内で賭けをする行為、宝くじ、金銭の商品を賭けたビンゴゲームなどを含めている。娯楽ではあるがパチンとパチスロ、そして非合法カジノをはじめとする賭博行為全般も本論におけるギャンブルの定義に含まれている。

2) Planzer, Simon, & Wardle, Heather, (2013) "What We Know about the Comparative Effectiveness of Gambling Regulation" *The European Journal of Risk Regulation*, Report 3/2012, p.413

3) Planzer (2013) p.414

4) Planzer (2013) p.413

Planzer が論文中にて取り上げているインフォームド・チョイス型アプローチの代表的研究者の論文を紹介する。

Blaszczynski, A. (2005) "To formulate gambling policies on the premise that problem gambling is an addiction may be premature." *Addiction*, 100(9), pp.1230-1231.

Shaffer, Howard,(2005) "From disabling to enabling the public interest: Natural transitions from gambling exposure to adaptation and self-regulation." *Addiction*, 100(9), pp.1227-1229.

Korn, David, Gibbins, Roger, & Azmier, Jason (2003) "Framing public policy towards a public health paradigm for gambling" *Journal of Gambling Studies*, 19(2), pp.235-256.

Blaszczynski, A., Ladouceur, R., & Shaffer, H. (2004) "A science-based framework for responsible gambling: The Reno Model", *Journal of Gambling Studies*, 20, pp.301-317.

5) Planzer (2013) p.414

6) Planzer (2013) p.413

Planzer が論文内で取り上げている公衆衛生型アプローチの代表的研究者の論文を紹介する。

## ギャンブル障害対策と入場制限

- Light, Roy.(2007) "The Gambling Act 2005: Regulatory containment and market control", *Modern Law Review*, 70(4), pp.626-653.
- Adam, P., Raeburn, J., & de Silva, K. (2009) "A question of balance: prioritizing public health responses to harm from gambling", *Addiction*, 104(5), pp.688-691.
- Adam, P., Buetow, S., & Rossen, Fiona, (2010) "Vested interests in addiction research and policy poisonous partnership: health sector buy-in to arrangements with government and addictive consumption industries", *Addiction*, 105(4), pp.585-90.
- Orford, Jim, (2005) "Disabling the public interest : gambling strategies and policies for Britain", *Addiction*, 100(9), pp.1219-25.
- 7 ) Planzer (2013) p.414
- 8 ) The Gambling Act 2005  
<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmselect/cmcomeds/421/421.pdf>
- 9 ) Cabot, Anthony, (2015) "A Checklist: Questions That New Gaming Jurisdictions Need to Consider in Adopting Gaming Laws and Regulations" *UNLV Gaming Research & Review Journal*, Vol. 19 Issue1, Spring 2015, p.68
- 10) Cabot (2015) p.69
- 11) Ladouceur, Robert; Jacques, Christian; Giroux, Isabelle; Ferland, Francine, & Leblond, Jean, (2000) "Analysis of a Casino's Self-Exclusion Program" *Journal of Gambling Studies*, Vol. 16, No. 4, 2000, p.454
- 12) Hing, Nerilee, & Nuske, Elaine, (2012) " The Self-Exclusion Experience for Problem Gamblers in South Australia" *Australian Social Work* Vol. 65, No. 4, December 2012, p.458
- 13) Gainsbury, Sally M., (2013) " Review of Self-exclusion from Gambling venues as an Intervention for Problem Gambling " *Journal of Gambling Studies*, 2014;30(2);pp.229-251
- 14) Gainsbury ( 2013 ) pp. 4-7
- 表に記載されている順序にそって研究論文を紹介する。
- Ladouceur, R., Jacques, C., Giroux, I., Ferland, F., & Leblond, J., (2000). "Brief communications: Analysis of a casino's self-exclusion program." *Journal of Gambling Studies*, 16, pp.453-460
- Schrans, T., Schellinck, T. & Grance, J. (2004) *2004 NS VL self exclusion program process test: Final report*. Report submitted to the Nova Scotia Gaming Corporation.
- Croucher, J. S., Croucher, R. F., & Leslie, J. R. (2006). *Report of the Pilot Study on the Self-Exclusion Program conducted by Game Change(NSW)*.
- Nower, L., & Blaszczynski, A. (2006) "Characteristics and gender differences among self-excluded casino problem gamblers: Missouri data." *Journal of Gambling Studies*, 22, pp.81-99.
- Townshend, P. (2007) "Self-exclusion in a public health environment: An effective treatment option in New Zealand." *International Journal of Mental Health Addiction*, 5, pp.390-395.
- Ladouceur, R., Sylvan, C., & Gosselin, P. (2007) "Self-exclusion program: A longitudinal evaluation study." *Journal of Gambling Studies*, 23, pp.52-60.
- Tremblay, N., Boutin, C., & Ladouceur, R. (2008) "Improved Self-exclusion program: Preliminary results." *Journal of Gambling Studies*, 24, pp.505-518.
- Responsible Gambling Council (2008) *From enforcement to assistance: Evolving best practices in self-exclusion*. Discussion paper by the Responsible Gambling Council.
- Nower, L.M., & Blaszczynski, A.P. (2008) "Characteristics of problem gamblers 56 years of age or older: A statewide study of casino self-excluders." *Psychology and Aging*, 23, pp.81-99.
- Nelson, S.E., Kleschinsky, J.H., LaBrie, R., Kaplan, S., & Shaffer, H.J. (2010) "One decade of self exclusion: Missouri casino self-excluders four to ten years after enrolment." *Journal of Gambling Studies*, 26, pp.129-144.
- Hayer, T., & Meyer, G. (2011a) "Self-exclusion as a harm minimization strategy: Evidence from the casino sector from selected European countries." *Journal of Gambling Studies*, 27, pp.685-700.
- Hayer, T., & Meyer, G., (2011b) "Internet self-exclusion: Characteristics of self-excluded gamblers and pre-

liminary evidence for its effectiveness.” *International Journal of Mental Health and Addiction*,9, pp.307-596.

Hing, N., Nuske, E., & Gainsbury, S. (2011) *Gamblers at-risk and their help-seeking behavior*. Lismore, NSW. Australia: Center for Gambling Education & Research, Southern Cross University.

Abbott, J., Francis, K., Downling, N., & Coull, D. (2011, Nov.) *Motivators and barriers to joining a self-exclusion program*, NAGS 21<sup>st</sup> annual international conference, Crown Conference Center, Melbourne.

15) Gainsbury (2013) p.18

Gainsbury の研究では 9 項目の推薦策が示されているが、本論では 4 項目にまとめて考察する。

16) 大谷信盛 (2016) 「ギャンブル教育と政策立案」大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要第18号 2016.6、p.209